

山梨県立甲府西高等学校

いじめ防止基本方針

平成31年度ダイジェスト版

山梨県立甲府西高等学校 いじめ防止基本方針

山梨県立甲府西高等学校

平成31年4月1日

<はじめに>

いじめは、将来にわたってその子どもの内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条]

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2)いじめの具体例、態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認

知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大いに関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を推進していく。その際、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ対策委員会は、校長が任命した次の構成員により組織する。なお、メンバーは事例に応じて柔軟に対応していく。

- 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主任、生徒会指導部主任、生徒相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、各年次主任、養護教諭

- いじめ対策委員会の役割

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の策定 | ② いじめの未然防止 |
| ③ いじめへの対応 | ④ 教職員の資質向上のための校内研修 |
| ⑤ 年間計画の企画と実施 | ⑥ 年間計画進捗のチェック |
| ⑦ 各取組の有効性の検証 | ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し |

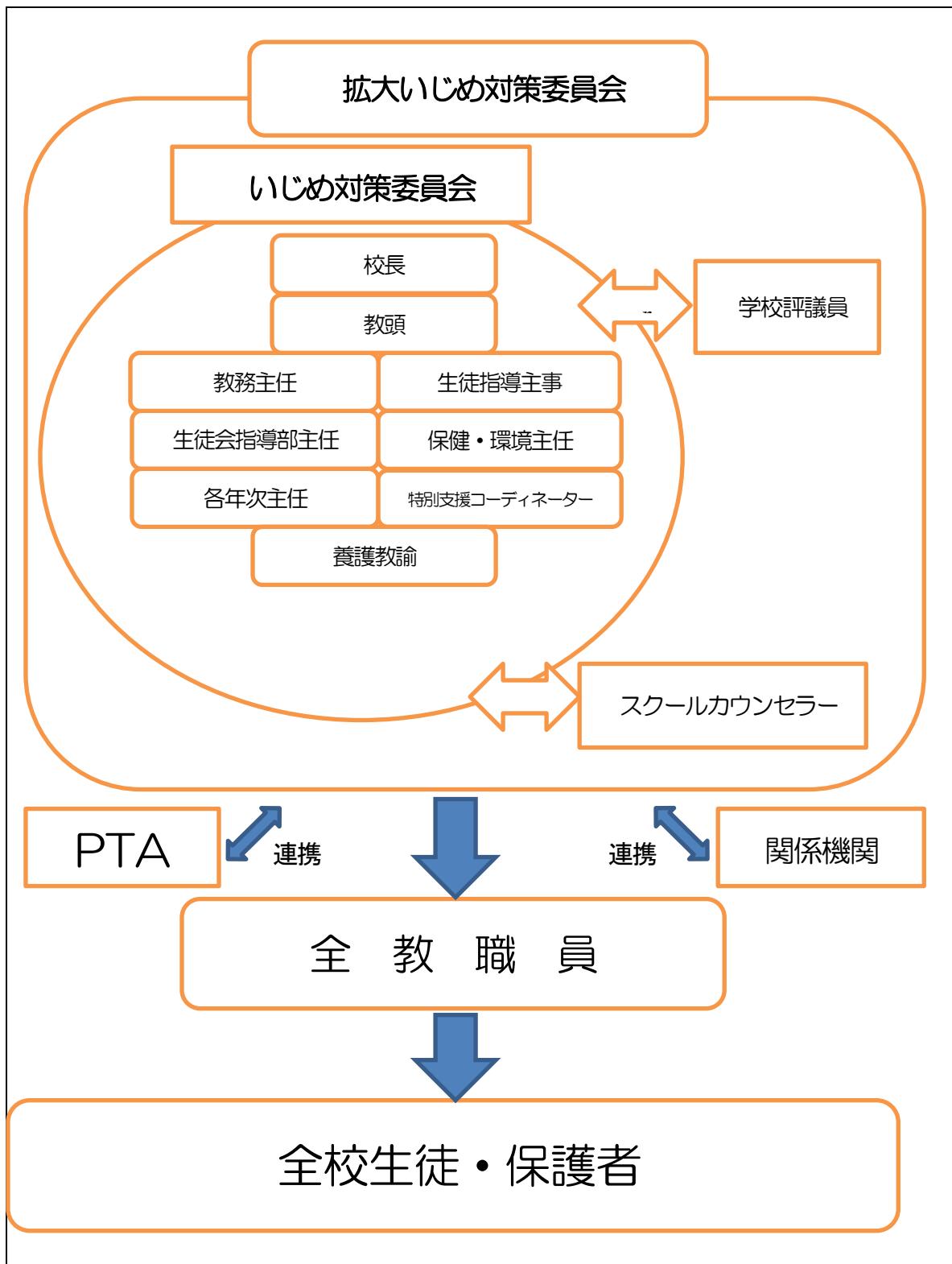
(2) 「拡大いじめ対策委員会」（学校評議員会に併設）

- 構成員：いじめ対策委員会構成員 + 学校評議員、スクールカウンセラー

- 拡大いじめ対策委員会の役割

- ① 拡大いじめ対策委員会は、学期に1回程度（学校評議員会に併せて）開催する。
- ② 拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。
- ③ いじめ事案の発生時は緊急対応し、事案に応じていじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。
- ④ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校の体制】



4 年間計画 「いじめ防止指導計画」

	1年次	2年次	3年次	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・HRづくり・年次づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HRづくり・年次づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HRづくり・年次づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	・二者懸念期間	・二者懸念期間	・二者懸念期間	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会(1)（年間計画の確認、指導情報の共有） ・教職員による相互授業参観期間
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査(1)実施 ・鳳凰祭準備期間に合わせてHR状況の把握 ・携帯電話安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査(1)実施 ・鳳凰祭準備期間に合わせてHR状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査(1)実施 ・鳳凰祭準備期間に合わせてHR状況の把握 	
7月	・三者懸念期間 (家庭での状況把握)	・三者懸念期間 (家庭での状況把握)	・三者懸念期間 (家庭での状況把握)	・いじめ対策委員会(2)
8月				
9月				
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査(2)実施 ・二者懸念期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査(2)実施 ・二者懸念期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査(2)実施 ・二者懸念期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大いじめ対策委員会(1) ・教職員による相互授業参観期間
11月				・いじめ対策委員会(3)
12月			・三者懸念期間 (家庭での状況把握)	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懸念期間 (家庭での状況把握) ・学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懸念期間 (家庭での状況把握) ・学校評価アンケート 	・学校評価アンケート	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査(3)実施 ・ボランティア関係講演会 	・生活実態調査(3)実施	・生活実態調査(3)実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会(4) ・拡大いじめ対策委員会(2)
3月				

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、取組みの計画の進展や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、また必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

いじめが起きた場合の初期対応

